

水道事業費	担当課	上下水道課		事業費	15,388 千円（前年度 13,525 千円）
	財源	国		内訳	水道事業会計補助金 15,388 千円
		県			
		町債			
		町	15,388 千円		
		他			

安全で安心な水質の確保と安定供給を図るため、施設の整備と維持管理を行っています。水道事業は町の一般会計とは別の会計を作り独立して管理運営しており、一般会計からは補助金として経費の一部を補助しています。

下水道費	担当課	上下水道課		事業費	610,000 千円（前年度 610,000 千円）	
	財源	国		内訳	下水道特別会計繰出金	610,000 千円
		県				
		町債				
		町	610,000 千円			
		他				

下水道事業は町の一般会計とは別の会計を作り独立して管理運営しており、一般会計からは繰出金として経費の一部を補助しています。

V. 誰もが学べ、個性を誇れるまちづくり

社会環境の変化や時代の要請に応えることができ、国際社会にも通用する個性豊かな人材育成を図るため、誰もが学べる教育環境を整備し、地域資源を活用した特色ある教育活動を推進します。また、地域固有の文化を保存・継承する活動を支援し、まちの個性のさらなる醸成を図るとともに、生涯学習や社会体育など様々な活動を通じてあたたかな交流が行われるまちづくりを推進します。

国際交流事業費	担当課	教育課・企画政策課		事業費	7,045 千円（前年度 5,350 千円）	
	財源	国		内訳	マグナホームステイ派遣事業 5,649 千円	
		県			マグナ学生受入 646 千円	
		町債			行政交流事業 750 千円	
		町	5,045 千円			
		他	2,000 千円			
アメリカ合衆国のソルトレイク郡マグナと平成 16 年から学生のホームステイを主として交流を行っています。本年度は、ソルトレイク郡長さんらを湯沢にお招きし、交流記念植樹式を行う予定です。						

文教施設整備費	担当課	教育課		事業費	777,015 千円（前年度 349,658 千円）	
	財源	国	141,300 千円	内訳	文教施設整備	771,000 千円
		県			完了検査手数料	700 千円
		町債	560,000 千円		その他	5,315 千円
		町	75,715 千円			
		他				

平成 24 年度から始まった文教施設整備事業も、本年度の認定こども園の完成をもって完了となります。平成 28 年 4 月に認定こども園が開園し、ここからまた湯沢町の新しい子育て・教育体制が始まります。

教育委員会費・事務局管理費	担当課	教育課		事業費	10,476 千円（前年度 10,733 千円）	
	財源	国		内訳	教育委員会関係費	1,178 千円
		県			特別支援学校業務委託（南魚沼市）	960 千円
		町債			南魚沼市学習指導センター負担金	5,494 千円
		町	10,476 千円		その他各種補助金・負担金	1,605 千円
		他			その他	1,239 千円

教育委員会及び学校教育全般にかかる予算を計上しています。

就学奨励費	担当課	教育課		事業費	30,499 千円（前年度 30,427 千円）	
	財源	国	35 千円	内訳	奨学金	30,000 千円
		県			幼稚園就園奨励費	211 千円
		町債			特別支援学校就学費	288 千円
		町	464 千円			
		他	30,000 千円			

経済的な理由により就学が困難な者に対して学資の一部を無利息で貸与し、将来社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とした制度を実施しています。その他に、幼稚園就園奨励費、特別支援学校の就学費を計上しています。

教職員住宅管理費	担当課	教育課		事業費	3,968 千円（前年度 3,549 千円）	
	財源	国		内訳	光熱水費	282 千円
		県			修繕料	1,931 千円
		町債			雪対策費	460 千円
		町			消雪井戸ポンプ入替	1,000 千円
		他	3,968 千円		その他	295 千円

教職員住宅の維持管理費を計上しています。現在、大野原に 3 棟の施設があります。

学校給食事業費	担当課	教育課		事業費	96,346 千円（前年度 94,538 千円）	
	財源	国		内訳	材料費	33,220 千円
		県			調理員等派遣	33,913 千円
		町債			備品購入費	7,290 千円
		町	62,727 千円		燃料費、光熱水費	11,855 千円
		他	33,619 千円		その他	10,068 千円

湯沢町給食センターでは、町内の小中学校の児童・生徒、先生の給食を作っています。本年度より年間を通して湯沢産のお米を使用しています。

学園振興費	担当課	教育課		事業費	18,988 千円（前年度 18,885 千円）	
	財源	国		内訳	心の教室相談員賃金	1,395 千円
		県			燃料費	9,969 千円
		町債			修繕料	1,005 千円
		町	18,988 千円		学校の森整備	1,000 千円
		他			その他	5,619 千円

小学校と中学校で共通して必要となる日常的な教育活動のための経費を計上しています。

小学校振興費	担当課	教育課		事業費	6,567 千円（前年度 4,988 千円）	
	財源	国		内訳	消耗品費	3,000 千円
		県			教材費	1,000 千円
		町債			バス運転委託料	1,590 千円
		町	6,567 千円		学力テスト等	279 千円
		他			その他	698 千円

小学校での日常的な教育活動のための予算を計上しています。平成 27 年 4 月現在の児童数は、337 人です。

中学校振興費	担当課	教育課		事業費	6,040 千円（前年度 4,668 千円）	
	財源	国		内訳	消耗品費	2,018 千円
		県	55 千円		教材費	600 千円
		町債			バス運転委託料	1,600 千円
		町	5,985 千円		学力テスト等	404 千円
		他			その他	1,418 千円

中学校での日常的な教育活動のための予算を計上しています。平成 27 年 4 月現在の生徒数は、171 人です。

学園管理費	担当課	教育課		事業費	83,151 千円（前年度 77,565 千円）	
	財源	国	5,554 千円	内訳	光熱水費	16,650 千円
		県			通学タクシー・バス委託料	20,486 千円
		町債			外国語指導助手（A L T）	9,548 千円
		町	77,597 千円		遠距離通学費補助金等	5,892 千円
		他			その他	30,575 千円

小学校と中学校で共通して必要となる管理等全般にかかる経費を計上しています。

小学校管理費	担当課	教育課		事業費	17,249 千円（前年度 17,234 千円）	
	財源	国	247 千円	内訳	特別支援学級等介助員賃金	12,450 千円
		県	250 千円		就学援助費	2,961 千円
		町債			健康診断	676 千円
		町	16,598 千円		その他	1,162 千円
		他	154 千円			

小学校の管理等全般にかかる予算を計上しています。

中学校管理費	担当課	教育課		事業費	9,710 千円（前年度 11,904 千円）	
	財源	国	239 千円	内訳	特別支援学級等介助員賃金	3,504 千円
		県	30 千円		就学援助費	3,151 千円
		町債			校外大会参加費補助金	1,000 千円
		町	9,141 千円		健康診断	561 千円
		他	300 千円		その他	1,494 千円

中学校の管理等全般にかかる予算を計上しています。

社会教育総務費	担当課	教育課		事業費	5,741 千円（前年度 2,168 千円）
	財源	国		内訳	生涯学習推進プラン策定 2,400 千円
		県			社会教育委員会委員報酬 78 千円
		町債			事務補助賃金 1,989 千円
		町	5,394 千円		青少年海外研修等補助金 400 千円
		他	347 千円		その他 874 千円

事務費等の社会教育全般にかかる経費を計上しています。湯沢学園が開校し湯沢町教育体制が整ったので、第2期「生涯学習推進プラン」を策定し、心豊かに潤いのある充実した生活を送るための生涯学習を推進していきます。

講座事業費	担当課	教育課		事業費	496 千円（前年度 498 千円）
	財源	国		内訳	講師報償 310 千円
		県			消耗品費 80 千円
		町債			修繕料 30 千円
		町	246 千円		その他 76 千円
		他	250 千円		

公民館講座では、生涯学習の課題である「自分の自発的意思」で学ぶサークル活動の足がかりとして、初心者を対象にどなたでも気軽に受講できる各種講座を開設しています。

公民館管理費	担当課	教育課		事業費	20,657 千円（前年度 28,019 千円）
	財源	国		内訳	燃料費、光熱水費 3,654 千円
		県			設備等保守点検 2,515 千円
		町債			宿日直・清掃・警備 5,866 千円
		町	19,854 千円		公民館修繕 2,500 千円
		他	803 千円		その他 6,122 千円

湯沢町公民館及び浅貝分館の維持管理費を計上しています。

公民館事業費	担当課	教育課		事業費	4,439 千円（前年度 4,566 千円）
	財源	国		内訳	事務補助員賃金 1,622 千円
		県			図書購入 2,000 千円
		町債			図書システム保守・使用料 238 千円
		町	4,439 千円		その他 579 千円
		他			

図書室の運営や成人式等の公民館が主催する各種事業の費用を計上しています。

地区館事業費	担当課	教育課		事業費	3,208 千円（前年度 3,208 千円）
	財源	国		内訳	地区館長・分館長報酬 1,780 千円
		県			講師報償 50 千円
		町債			消耗品費 720 千円
		町	3,208 千円		保険料 426 千円
		他			その他 232 千円

地域コミュニティ活動を推進し、地域の振興を図るための費用を計上しています。

全国童画展事業費	担当課	教育課		事業費	5,053 千円（前年度 5,547 千円）	
	財源	国		内訳	入賞者賞金	1,100 千円
		県			審査員等報償	770 千円
		町債			印刷製本費	1,047 千円
		町	4,383 千円		消耗品費	636 千円
		他	670 千円		その他	1,500 千円
日本童画の父 川上四郎記念「越後湯沢全国童画展」を開催し「童画のまち湯沢」を全国にアピールしていきます。本年度は童画展 20 回を記念して、県立美術館所蔵の美術品の展示と童画展の過去の作品展示を行います。						

文化財保護一般管理費	担当課	教育課		事業費	1,308 千円（前年度 1,154 千円）	
	財源	国		内訳	新潟県指定文化財防犯設備管理費補助金	152 千円
		県			新潟県指定文化財除雪費補助金	300 千円
		町債			湯沢町指定文化財除雪費補助金	200 千円
		町	1,308 千円		雪対策費、草刈等	384 千円
		他			その他	272 千円

町内の各種指定文化財の保護・保全に努めるとともに、町史編さん事業で調査された重要な文化財の保護について検討していきます。

資料館管理費	担当課	教育課		事業費	9,834 千円（前年度 9,854 千円）	
	財源	国		内訳	指定管理料	9,000 千円
		県			修繕料	500 千円
		町債			土地借上料	250 千円
		町	9,834 千円		その他	84 千円
		他				

湯沢町歴史民俗資料館「雪国館」は、指定管理者制度により湯沢町観光協会が運営しています。

生涯スポーツ推進費	担当課	教育課		事業費	38,070 千円（前年度 11,757 千円）	
	財源	国		内訳	湯沢町総合型地域スポーツクラブ運営費等補助金	12,500 千円
		県			F I S アルペンスキワールドカップ実行委員会補助金	20,000 千円
		町債			スキーリフト 共通乗車証購入補助金	1,925 千円
		町	38,070 千円		ジュニアスキー選手育成会活動費補助金	1,800 千円
		他			その他	1,845 千円

2 月に開催されるアルペンスキワールドカップに向けて準備をすすめるとともに、スキーのまち湯沢を推進します。総合型地域スポーツクラブでは、「いつでも」「どこでも」「だれでも」気軽にスポーツや文化活動と接することができるような環境を整備し、町民の健康の保持増進、体力向上や地域の交流と活性化を図っています。



VI. 持続可能な自立したまちづくり

税収の確保と効率的な行政運営を図るとともに、まちづくりの方向性に合致した戦略的な投資を行い、高齢社会・人口減少時代に対応した合併せずとも持続可能なまちづくりを推進します。また、まちづくりの方向性を地域全体で共有し、多様な主体がそれぞれの役割を認識し、地域課題の解決に向けて連携・協力して取り組むまちづくりを推進します。

国土調査費	担当課	税務課		事業費	32,305 千円（前年度 23,664 千円）	
	財源	国		内訳	地籍調査	19,300 千円
		県	18,870 千円		公共用地境界復元	4,200 千円
		町債			用地現況測量	2,300 千円
		町	13,425 千円		消耗品費	4,054 千円
		他	10 千円		その他	2,451 千円
国土調査（地籍調査）とは、国土調査法に基づく土地の調査のことです。一筆ごとの土地について所有者、地番、地目を調査するとともに、土地の境界と面積を測量します。						

職員の資質向上	担当課	総務管理課		事業費	400 千円（前年度 400 千円）	
	財源	国		内訳	職員自主研修補助金	400 千円
		県				
		町債				
		町	400 千円			
		他				

職員の資質向上のため、これまでの研修機関での研修や外部機関への研修及び内部研修をさらに充実させるとともに、職員が自主的に行う研修への支援を充実し、行政課題の研究やまちづくりの推進に対する啓発意欲を高めるように努めます。

徴収費	担当課	税務課		事業費	9,850 千円（前年度 26,161 千円）	
	財源	国		内訳	窓口納付取扱手数料	3,050 千円
		県	8,645 千円		口座振替手数料	1,043 千円
		町債			通信運搬費	2,966 千円
		町	5 千円		インターネット公売システム使用料	300 千円
		他	1,200 千円		その他	2,491 千円
町税収入は、平成 25 年度決算で収入全体の約 6 割を占める大切な財源ですが、平成 25 年度の収入未済額が約 11 億円と滞納が大きな問題となっています。新たな滞納の発生・滞納額増加防止のため、早期の納付勧告、臨戸徴収、納税相談などを行うとともに、滞納者に対する実態調査の徹底、新潟県地方税徴収機構との連携や、差押え・公売等の滞納処分により、税収の確保に努めます。						

徴収嘱託員費	担当課	税務課		事業費	13,658 千円（前年度 14,483 千円）	
	財源	国		内訳	徴収嘱託員賃金	11,730 千円
		県			東京事務所借上料	900 千円
		町債			通信運搬費	399 千円
		町	13,658 千円		その他	629 千円
		他				

リゾートマンション等を多く抱える湯沢町は、首都圏の滞納者に対応すべく東京事務所を設置し、東京都税事務所 OB が 3 名勤務しています。あわせて、町内対応も 3 名（国民健康保険料 1 名含む）配置し、計 6 名が納付勧告、臨戸徴収などを行っています。

町制施行 60 周年記念事業	担当課	総務管理課		事業費	4,000 千円（ 新規事業 ）
	財源	国		内訳	表彰者報償 500 千円
		県			消耗品費 500 千円
		町債			会場設営等 2,500 千円
		町	4,000 千円		その他 500 千円
		他			

湯沢町が誕生してから今年で 60 年になることを記念して、町政にご尽力いただいた方の表彰など、記念事業を行います。

公共施設等総合管理計画策定	担当課	企画政策課		事業費	2,180 千円（ 新規事業 ）
	財源	国		内訳	計画策定業務 2,180 千円
		県			
		町債			
		町	2,180 千円		
		他			

町有施設の現況を把握し、老朽化対策や適切な修繕、維持管理を行うため、長期的視点に立ち財政面や利用状況なども考慮した、総合的な管理計画を策定します。

Ⅶ. 行政サービス・行政機能

選挙や議会に関する経費や、税金の課税、戸籍・住民登録等に関する経費など行政機能によるものや統計調査、情報化、労働対策、借入金の返済等に関する経費を挙げています。

選挙費	担当課	総務管理課		事業費	13,334 千円（前年度 1,829 千円）
	財源	国		内訳	選挙管理委員会費 289 千円
		県	5,706 千円		県議会議員選挙費 5,706 千円
		町債			町議会議員選挙費 7,260 千円
		町	7,628 千円		農業委員会委員選挙費 79 千円
		他	65 千円		

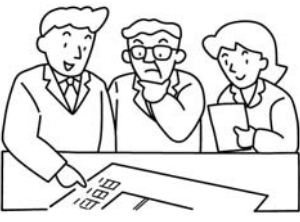
選挙管理委員会の運営にかかる費用のほか、県議会議員選挙及び町議会議員選挙のための費用等を計上しています。

議会費	担当課	議会事務局		事業費	69,904 千円（前年度 64,789 千円）
	財源	国		内訳	議員人件費 61,430 千円
		県			議会報作成・折込 1,642 千円
		町債			議事録翻訳 1,024 千円
		町	69,904 千円		議会音声配信 720 千円
		他			その他 5,088 千円

議員の報酬や、議会の運営にかかる予算を計上しています。

賦課費	担当課	税務課		事業費	38,936 千円（前年度 28,855 千円）	
	財源	国		内訳	固定資産評価替・土地鑑定	8,667 千円
		県	22,211 千円		通信運搬費	4,353 千円
		町債			印刷製本費	2,689 千円
		町	16,093 千円		過誤納還付金	18,332 千円
		他	632 千円		その他	4,895 千円

町民税や固定資産税などの町税の課税にかかる予算を計上しています。

固定資産評価審査委員会費	担当課	監査委員事務局		事業費	155 千円（前年度 88 千円）	
	財源	国		内訳	固定資産評価委員報酬	109 千円
		県			消耗品費	5 千円
		町債			その他	41 千円
		町	155 千円			
		他				

固定資産評価審査委員会は、市町村に置かれる行政委員会であり、その職務は市町村長とは独立した中立的・専門的な立場から固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査及び決定その他の事務を行います。

戸籍住民基本台帳費	担当課	町民課		事業費	14,211 千円（前年度 12,199 千円）	
	財源	国	3,041 千円	内訳	システム等運用経費	10,325 千円
		県	15 千円		個人番号カード交付事業負担金	2,881 千円
		町債			消耗品費	409 千円
		町	7,789 千円		その他	596 千円
		他	3,366 千円			

戸籍・住民登録・印鑑登録などの届出の受付や戸籍謄（抄）本・住民票・印鑑登録証明書等の発行事務を行います。今年度は個人番号（マイナンバー）が町民全員に通知され、カードの交付も始まります。

統計調査費	担当課	企画政策課		事業費	4,576 千円（前年度 2,580 千円）	
	財源	国		内訳	調査員報酬	3,170 千円
		県	4,334 千円		臨時職員賃金	439 千円
		町債			消耗品費	185 千円
		町	242 千円		オンライン調査機器等使用料	160 千円
		他			その他	622 千円

今年度は、国勢調査、経済センサスの事前準備などにかかる予算を計上しています。

情報化推進費	担当課	企画政策課		事業費	79,282 千円（前年度 57,127 千円）	
	財源	国	24,761 千円	内訳	システム運用経費	24,978 千円
		県	254 千円		通信運搬費	7,371 千円
		町債			社会保障・税番号制度導入	31,018 千円
		町	53,217 千円		情報機器等保守	3,480 千円
		他	1,050 千円		その他	12,435 千円

今年度は、社会保障・税番号制度導入費用のほか、庁舎内ネットワーク機器の更新などのための予算を計上しています。

労働対策費	担当課	観光商工課		事業費	1,717 千円（前年度 2,822 千円）
	財源	国		内訳	職業訓練業務委託（南魚沼市） 1,717 千円
		県			
		町債			
		町	1,717 千円		
		他			

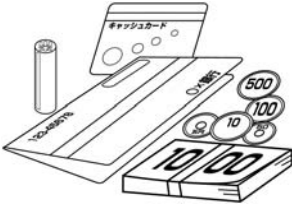
労働者のスキルアップを応援する予算を計上しています。

公債費	担当課	企画政策課		事業費	128,154 千円（前年度 100,887 千円）	
	財源	国		内訳	元金償還金	97,748 千円
		県			利子	30,406 千円
		町債				
		町	122,340 千円			
		他	5,814 千円			
大規模事業を行う際に借り入れた町債の償還金と利子を計上しています。						

監査委員費	担当課	監査委員事務局		事業費	1,788 千円（前年度 1,659 千円）	
	財源	国		内訳	報酬	1,166 千円
		県			消耗品費	331 千円
		町債			その他	291 千円
		町	1,788 千円			
		他				

監査委員は、公正で効率的な行政を確保するために、地方自治法の規定により設置されている執行機関です。町が行っている事業等について財務会計事務等が正しく行われているか、町長から独立した立場で監査しています。湯沢町では優れた見識を有する者から 1 名、議員から 1 名の計 2 名が職務を執行しています。

町有財産管理費	担当課	総務管理課		事業費	32,077 千円（前年度 32,074 千円）	
	財源	国		内訳	光熱水費	6,337 千円
		県			庁舎清掃・警備	7,755 千円
		町債			設備保守・点検	2,234 千円
		町	28,084 千円		中子町有地水質検査	1,620 千円
		他	3,993 千円		その他	14,131 千円
町が有する財産（土地・建物）管理にかかる費用を計上しています。						

基金管理費	担当課	企画政策課		事業費	1,698 千円（前年度 1,786 千円）	
	財源	国		内訳	各種基金利子積立 1,107 千円	
		県			公共事業基金地区協議会補助金 550 千円	
		町債			その他 41 千円	
		町	41 千円			
		他	1,657 千円			
湯沢町が管理・所有する基金に関する費用を計上しています。						

湯沢高原ロープウェイ施設管理費	担当課	総務管理課		事業費	123,788 千円（前年度 108,059 千円）	
	財源	国		内訳	大規模改修負担金	45,599 千円
		県			施設整備	45,512 千円
		町債			施設修繕	5,724 千円
		町	117,909 千円		花植栽等	3,806 千円
		他	5,879 千円		その他	23,147 千円

平成 24 年度に大規模な改修工事を行い、平成 33 年度まで精算が続きます。引き続き魅力アップに向けて整備を実施します。

旧学校施設等管理費	担当課	総務管理課		事業費	7,471 千円（前年度 9,937 千円）	
	財源	国		内訳	光熱水費	2,500 千円
		県			維持管理費	1,773 千円
		町債			雪対策費	1,226 千円
		町	6,649 千円		その他	1,972 千円
		他	822 千円			

小中学校の統合に伴い廃校となった小学校等の施設管理に関する費用を計上しています。

路線バス運行補助金	担当課	企画政策課		事業費	26,566 千円（前年度 27,680 千円）	
	財源	国		内訳	路線バス運行補助金	26,566 千円
		県	183 千円			
		町債				
		町	26,383 千円			
		他				

町内間及び町内から町外間を運行する路線バスの運行費用を補助し、生活交通の確保を図ります。

湯沢こころのふるさと基金	担当課	企画政策課		事業費	3,249 千円（前年度 600 千円）	
	財源	国		内訳	積立金	2,000 千円
		県			寄付者謝礼	653 千円
		町債			消耗品費	500 千円
		町	1,249 千円		印刷製本費	50 千円
		他	2,000 千円		クレジットカード納付手数料	46 千円

ふるさと納税とは、ふるさと（出身地に限らず、応援したいと思う地域）の県や市町村を「寄付金」という形で応援することができる制度のことです。平成 26 年度は、35 名の皆様から 2,774 千円の寄付をいただきました。また、今年度から寄付をいただいた皆さんにより湯沢町を知っていただけるよう、お礼の品を拡充しています。

後期総合計画策定事業	担当課	企画政策課		事業費	3,616 千円（前年度 2,682 千円）	
	財源	国		内訳	総合計画審議会委員報酬等	388 千円
		県			計画策定業務委託等	3,228 千円
		町債				
		町	3,616 千円			
		他				

平成 23 年度から始まった前期総合計画が平成 27 年度で終了するため、昨年度と今年度の 2 年をかけて、平成 28 年度から 5 年間の後期総合計画を策定します。総合計画は、今後の湯沢町をつくる基本的な方向性を定める重要な計画です。

湯沢町まちづくり基本条例（平成23年条例第1号）

わたしたち湯沢町民が生き生きと誇りを持ちながら生活でき、豊かな自然と調和した安全で安心できる生活環境と、安定した経済基盤の確立した町の形成を目指し、町民と行政がそれぞれの役割、責任、負担を明確化し、お互いがパートナーシップの関係を築きながら、知恵と工夫で町民参加の協働のまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、湯沢町のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、まちづくりの主体者である、町民、議会及び町のそれぞれの役割や責任、負担を明らかにし、互いが協働して創造的、持続的なまちづくりを推進し、人と自然とが共生できる町民参加のまちづくりの実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）町 自治体としての湯沢町をいう。
- （2）町民 町内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は町内に事業所等を置く事業者をいう。
- （3）マンション所有者等 町外に住み、町内にマンション若しくは別荘等を所有する人で、湯沢町において町民との交流、地域活動に参加する人をいう。
- （4）まちづくり 公共の福祉を増進し、町民の幸福を実現するために行われる町政及び全ての公益的な取り組みをいう。
- （5）協働 町民と町がそれぞれ果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完、協力することをいう。

（最高規範性）

第3条 この条例は、町が定める最高規範であり、町は、他の条例、規則等の制定改廃にあたって、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。

（まちづくりの基本理念）

第4条 まちづくりは、湯沢町町民憲章に掲げる「愛情あふれるまち」、「活みなぎるまち」、「誰もが訪れたいまち」を基本理念とする。

2 町民及び町は、前項に規定する基本理念に基づき次の各号に掲げるものを遵守し、まちづくりを推進しなければならない。

- （1）町民は、町民自治を実現するために自ら学び、町民の権利を行使し、まちづくりに積極的に参加するよう努めること。
- （2）町は、町民の知る権利を保障するとともに、十分な説明責任を果たし、まちづくりに関する情報（以下「情報」という。）を提供すること。
- （3）町は、町民の参加の意欲を高めるよう啓発に努めるとともに、まちづくりのそれぞれの過程で、町民の参画の機会を保障すること。
- （4）関係自治体、県及び国との役割分担を明確にするとともに、町民、マンション所有者等及び町はそれぞれ相互の信頼関係を基調として協働・協力によるまちづくりを進めること。
- （5）町は、時代のニーズに適応した政策形成を図るために、総合計画、財政運営及び行政評価等の政策活動に必要な制度の確立及び運用の原則を明らかにすること。
- （6）町は、町民にわかりやすい簡素で効率的な行政組織を編成するとともに、町職員の政策形成能力の育成・向上に努めること。

第2章 情報の公開と共有

（情報を知る権利）

第5条 町の保有する情報は町民の財産であり、町民はそれを知る権利を有する。

（情報の提供）

第6条 町は、町が保有する情報を町民にわかりやすく提供するとともに、町民が迅速かつ容易に取得できるよう整理し、保存しなければならない。

2 町は、提供した情報に対する町民からの意見、提言をまちづくりに反映させるよう努めなければならない。

3 町民は、提供された情報を積極的にまちづくりに生かさなければならない。

（説明・応答責任）

第7条 町は、町政運営にあたって、公正の確保と透明性の向上を図るために、町民にわかりやすく説明する責務を有する。

2 町は、町政運営に関する町民の質問等に対し、誠実に応答する責務を有する。

第3章 町民参加の推進

（町民参加の権利）

第8条 町民は、まちづくりの主体であり、何人も自由・平等な立場でまちづくりに参加する権利を有する。

2 町民のまちづくり活動への参加に関しては、自主性や自立性が尊重されるものであり、何人からも不当な関与や不利益を受けない。

（参加機会の保障）

第9条 町は、町民参加によるまちづくりを推進しなければならない。

2 町は、案件ごとに町民参加の仕組みを明らかにし、町民が参加しやすい環境を整備しなければならない。

3 町は、審議会等の委員の選任にあたっては、公募の委員を加えるように努める。

（町民投票制度）

第10条 町は、まちづくりに関する重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票制度を設けることができる。

2 前項の場合において、町長は町民の適切な判断に資するよう、投票に係る事案についての情報を提供しなければならない。

（町民投票の条例化）

第11条 町民投票に参加できるものの資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

第4章 連帯と協力

（コミュニティ）

第12条 コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基盤に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。

2 町民は、まちづくりの重要な担い手となり得るコミュニティの役割を尊重するとともに、守り育てるよう努めるものとする。

3 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しながら、コミュニティに関する施策を推進し、必要に応じて支援することができる。

（町外の人々との連携）

第13条 町民は、福祉、環境、経済、観光、教育、文化、学術、芸術、スポーツ等のさまざまな分野に関する組織を通じて、町外の人々と連携・協力するとともに、町外の人々の意見や提言等をまちづくりに活用するように努めなければならない。

（国及び関係する自治体等との連携）

第14条 町は、まちづくりを進めるにあたり、国及び関係自治体等との連携・協力を努めなければならない。

（国及び県への意見・提案）

第15条 町は、国及び県と対等・協力の関係にあることを踏まえて、自らの公共課題の解決を図るとともに、町の自主的、自立的発展のために、国及び県に対して政策及び制度の改善等に関する意見・提案を積極的に行うものとする。

(国際交流活動)

第 16 条 町民、町及び議会は、国際社会における自治体の責任と役割を深く認識し、まちづくりにおける国際的な交流・連携に努めるものとする。

第 5 章 行政の政策活動 (総合計画)

第 17 条 町は、町の将来のあるべき姿を明らかにする基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を広く町民参画のもとに策定しなければならない。

2 総合計画は、行政評価や財政状況を踏まえ策定しなければならない。

3 総合計画において実施する施策は、町民にわかりやすく公表しなければならない。

4 総合計画以外に特定の政策分野における基本的方向を明らかにする個別計画等を策定する場合は、総合計画との整合性を図るものとする。

(財政運営等)

第 18 条 町は、財政運営にあたって、常に健全財政を旨とし、最小の経費で最大の効果をあげるように努めなければならない。

2 町予算は、財政状況を勘案し、町民の意向を踏まえて編成しなければならない。

3 町は、毎年、収支や財産、負債などを含む財政状況を公表しなければならない。

4 町は、町民負担のあり方や町有財産の活用等の検討とともに、町の自立的な財政基盤の強化に努めなければならない。

(行政評価)

第 19 条 町は、行財政運営を効果的、効率的に行うとともに、透明性を高め、説明責任を果たすため、行政評価を実施しなければならない。

2 町は、行政評価について、できる限り客観的な手法を用いて実施することとし、その結果を公表するとともに、まちづくりに反映させるものとする。

3 行政評価の手続きについては、別に定める。

(行政手続)

第 20 条 町は、町民の権利利益を保護するため、処分、行政指導、届出等に関する手続きを適正に行い、行政運営における公正の確保と透明性の向上に努めなければならない。

(パブリックコメント)

第 21 条 町は、基本的な計画、重要な条例等を策定しようとするときは、当該計画、条例等の案をあらかじめ公表し、広く町民の意見を聴く手続きをとらなければならない。

2 町は、前項の手続きにより提出された町民の意見を考慮し意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。

(個人情報保護)

第 22 条 町は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護を図り、それを適正に管理しなければならない。

第 6 章 行政組織 (行政組織の編成)

第 23 条 行政組織は、町民にわかりやすいものであると同時に、社会経済情勢等の変化に的確に対応できるよう編成しなければならない。

2 町は、職員定数の適正化計画を定め、効果的、効率的な行政運営に努めなければならない。

(危機管理)

第 24 条 町は、災害等から町民の生命、身体及び財産を守るために、町民、関係機関との連携・協力及び相互支援による危機管理体制の構築に努めなければならない。

(環境支援)

第 25 条 町は、時代の変化により生ずる政策課題を解決するため、職員の政策形成能力の育成向上を図る研修の充実に努めなければならない。

2 町は、職員が町民とともにまちづくりに参画する環境の整備に努めなければならない。

(出資団体等)

第 26 条 町は、出資や補助、事務事業の委託または職員を派遣している団体に対し、必要に応じて、当該団体の運営体制等に関する情報の開示を求めることができる。

2 前項の場合において、当該団体は町に協力しなければならない。

第 7 章 議会の役割
(議会の役割と責務)

第 27 条 議会は、広い視野に立ってまちづくりの課題を明らかにし、自由に議論をするよう努めなければならない。

2 議会は、町民を代表して最終的意志を決定する議決機関として、町民の意思が町政の運営に反映するよう活動しなければならない。

3 議会は、町民のニーズに対応した政策立案に積極的に努めなければならない。

4 議会は、町の事務事業が公平・効率的に執行されているかどうか、町民の立場に立って監視し、けん制しなければならない。

(町民に開かれた議会)

第 28 条 議会は、十分な討論により町政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。

2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に町民に提供するとともに、広く町民の声を聴く機会を設けるものとする。

第 8 章 町民、町長、議員及び職員の責務
(町民の責務)

第 29 条 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、互いに協力・助け合いながら、まちづくりの基本理念に基づき、町との協働のまちづくりを進め、町の発展に寄与するよう努めなければならない。

2 町民は、まちづくりに参加するにあたって、自らの発言と行動に責任をもたなければならない。

3 事業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を自覚し、良好な地域社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(町長の責務)

第 30 条 町長は、まちづくりの基本理念を遵守し、町民とともに自主・自立のまちづくりの推進に努め、町民の負託に応えなければならない。

(議員の責務)

第 31 条 議員は、この条例に定めるまちづくりの基本理念を遵守し、町民と連携し、かつ、町長等の行政機関と緊張関係を維持して、不断に議会改革を推進しなければならない。

(職員の責務)

第 32 条 職員は、その職責が町民の信託に由来することを自覚し、この条例に定めるまちづくりの基本理念及びこれに基づいて創設される制度を遵守して職務を遂行しなければならない。

2 職員は、まちづくりを推進するため、その活動に積極的に参画するよう努めなければならない。

3 職員は、まちづくりの課題を解決するため、必要な知識、技能の習得に努めなければならない。

第 9 章 検討及び見直し
(条例の検討及び見直し)

第 33 条 町は、この条例の施行後 5 年を超えない期間ごとに、この条例が町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。

2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及び諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。

附 則
この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

「わたしたちのねがい」

— 湯沢町町民憲章 —

美しい自然につつまれた雪のまち湯沢

きよらかな愛情あふれるまち

すこやかな活力みなぎるまち

さわやかな誰もが訪れたいまち

みんなで力をあわせ

豊かで明るく住みよい

文化の香り高い町をつくりましょう



発行にあたり

町民の皆様には、日頃からまちづくりに対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

町の1年間の事業計画である予算について、わかりやすくお知らせするため今年度も「湯沢町の予算～平成27年度予算のしくみと主な事業～」を作成いたしました。

この冊子は、町民の皆様には町政に対する理解をさらに深めていただけるよう、予算の内容をまちづくりの指針である湯沢町総合計画の基本政策に沿った形でまとめたものです。

今年度は、平成24年度から4年間の継続事業として実施している統合文教施設整備事業の最終年度となり、認定こども園棟の完成により、未就学児から中学生まで一体的な教育を行う「湯沢学園」のすべてが揃い、新しい子育て・教育環境が整うこととなります。また、2月にはアルペンスキーワールドカップが開催されます。スキーリゾートとしての湯沢町の魅力を世界に発信するとともに、スキー産業の振興と観光ははじめとする地域産業、地域経済の活性化につなげたいと思っております。

湯沢町は町政施行60周年を迎えました、これからも湯沢町に暮らすことに誇りを持ち、次世代を担う子どもたちに町の素晴らしさを受け継いでいけるよう、みんなで力を合わせてまちづくりを進めていきたいと思います。

平成27年5月 湯沢町長 田村正幸